久喜市告示第３８９号

久喜市一般廃棄物収集運搬業に係る許可の条件及び処分の基準に関する要綱の一部を改正する告示を次のとおり公布する。

令８年１０月１９日

久喜市長　　貴　　志　　信　　智

別紙のとおり

久喜市一般廃棄物収集運搬業に係る許可の条件及び処分の基準に関する要綱の一部を改正する告示

久喜市一般廃棄物収集運搬業に係る許可の条件及び処分の基準に関する要綱（令和６年久喜市告示第１３０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「条例第２７条第２項」を「条例第２７条第３項」に改め、同項第２号中「規則第２０条第１項第６号」を「規則第２０条第６号」に改め、同条第２項中「条例第２７条第２項」を「条例第２７条第３項」に改める。

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。